

令和6年度 「みやざき材の家」普及促進支援事業（二次募集） 募集要領

令和6年9月9日

みやざきスギ活用推進室

第1 事業概要等

1 事業内容

みやざき材（※1）を活用した住宅を普及させるためのPR活動に要する経費に対して、助成する。

※1 「みやざき材」とは、県産材かつ合法木材をいう。

2 補助対象者

主に県内の木材供給事業者から木材を調達し、県内に本社を有する工務店等や、みやざき材を積極的に活用した産直住宅の建築に取り組む産直団体（※1）とする。

※1 産直団体とは、産直住宅の建築に取り組む団体であって、次の要件をいずれも満たすもの。

- (1) 県産材活用住宅の建築又は県産材の利用拡大に取り組む3者以上の企業・団体が規約等を定め構成されるものであること。
- (2) 産直団体の事務局は県内に所在し、かつ、県産材は構成員のうち県内に本社を置く企業・団体が供給していること。

3 補助対象経費

次に掲げるみやざき材を活用した住宅を普及させるためのPR活動に要する経費（ただし、旅費、使用料及び賃借料、役員費、需用費、賃金、謝金に限る。）とする。

- (1) 住宅建築希望者を対象としたみやざき材を活用した住宅（次の要件をいずれも満たすものに限る。（2）においても同じ。）の見学会の開催
 - ① 当該住宅の建築に使用した製材及び集成材の総量の80%以上が県産材（※1）かつ合法木材（※2）であること。
 - ② 構造材（柱、梁、桁）又は木質化した内装に使用した部材等が目視できること。
 - ③ みやざき材を活用した住宅の見学会であることを、見学会開催地においても来場者にわかるよう示すこと。
- ※1 「県産材」とは、県内で生産、加工された木材をいう。ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議のうえ決定する。
- ※2 「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。
- (2) 広告、イベント等によるみやざき材を活用した住宅の魅力を発信する広報活動（次の要件を満たすものに限る。）

雑誌等の広告媒体を活用した広報活動については、みやざき材を活用したことがわかる写真等を掲載するとともに、魅力を発信する内容の掲載とすること。

4 補助率等

補助対象となる費用の1/3以内。ただし、20万円を上限とする。ただし、産直団体については上限を40万円とする。

第2 事業の応募手続き

1 募集期間

募集締切りは令和6年11月21日（木）とする。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合がある。

2 提出書類

事業実施を希望する場合は以下の書類を提出すること。

- (1) 事業計画書（「みやざき材の家」普及促進支援事業補助金交付要綱別記様式第1号）
- (2) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し

3 提出方法

持参又は郵送、メールにより提出すること。郵送した場合は、届いたかどうかの確認を電話にて行うこと。

4 提出先

第5 問合せ先と同じ

第3 補助事業者の決定

1 事業の審査

- (1) 県は、提出された事業計画書等の内容について審査を行い、必要に応じて事業内容の詳細を把握するため、ヒアリングを実施する。
- (2) 県は、事業内容を適当と認めたときは、事業実施主体へ補助予定額を内示する。

2 採択基準

- (1) 本事業の実施に係るその他の事務について、適切な管理体制及び対応能力を有すること。
- (2) 本事業の実施にあたり必要な知識等を有すること。
- (3) 事業計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

第4 その他

- 1 要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合がある。また、補助金額の調整を行う可能性がある。
- 2 原則として、補助対象事業は交付決定を受けてからの着手とする。
- 3 本募集要領のほか、「みやざき材の家」普及促進支援事業補助金交付要綱及び「みやざき材の家」普及促進支援事業実施要領等によること。

第5 問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：樋渡、古嶋）

住 所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話 0985-26-7156

F A X 0985-28-1699

メール miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp